

補助金調書

補助金名	祭り振興補助金 (福岡市民の祭り振興会)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局観光コンベンション部 観光振興課 (TEL 092-711-4359)		
交付先	団体	福岡市民の祭り振興会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
補助開始年度	昭和38	年度	経過年数	50	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 福岡市が「おもてなしの心に満ちた国際集客文化都市」の実現を図ることを目的として、ビクターズインダストリー(集客産業)の振興を促進するなかで、観光客などの誘致促進に寄与する祭り事業を対象とする。</p> <p>【補助対象事業】 (1)本市を代表する祭り事業として、全国的に認知度が高い、伝統のある祭り事業 (2)本市内で継続して開催され、数十万人以上の集客が見込まれる祭り事業</p>						
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 【補助対象経費】 (1)祭り事業に係る行事設備経費(会場設営・装飾・音響・照明・設備費・山車・衣装制作費等) (2)祭り事業開催に係る運営経費(開催に要する事業運営費・運営スタッフなどの人件費等) (3)祭り事業に係る広報宣伝経費(ポスター・パンフ制作費、広報宣伝に要する事業費等) (4)祭り事業開催に伴う警備経費(警備費、交通規制に要する経費、安全対策に要する経費、保険等) (5)その他市長が祭り事業開催に必要と認める経費</p> <p>祭り振興事業補助金交付要綱第3条第1項第2号(※)に規定する要件のみを充たす祭り事業については、上記(3)のみを交付の対象とする。</p> <p>【補助金額の算定方法】 (1)第3条第1項第1号(※)に規定する要件を充たす祭り事業については、交付の対象となる経費を限度とし、予算の範囲内とする (2)第3条第1項第2号(※)に規定する要件を充たす祭り事業については、交付の対象となる経費の2分の1に相当する額を限度とし、予算の範囲内とする。</p> <p>※祭り振興事業補助金交付要綱第3条第1項 祭り振興事業補助金は、本市内で開催される祭り事業のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを充たす祭り事業に対し、交付する。 (1)本市を代表する祭り事業として、全国的に認知度が高い、伝統のある祭り事業 (2)本市内で継続して開催され、数十万人以上の集客が見込まれる祭り事業</p>						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	22000 千円	22000 千円	22000 千円	22000 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前夜祭の開催 2. 開幕式典 3. 演舞台の開設 4. どんたく広場の開設 5. 花自動車の運行 6. どんたく各種コンクール 7. 特別参加どんたく隊(お祭りふるさと交流) 8. 観光棧敷の設置 <p style="text-align: right;">等</p>						
補助金交付 による効果	福岡市民の祭りとして、ゴールデンウィーク期間中、全国一ともいわれる約230万人の集客人数を誇る、本市を代表する祭り事業となっている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。